

杉浦事務所便り



連絡先：〒060-0041
 札幌市中央区大通東 2 丁目 8-5 プレジデント札幌ビル 5 階
 電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772
 e-mail：info@sr-roumu.com
 URL <http://www.sr-roumu.com/>
 すぎうらブログ随時更新中！<http://ameblo.jp/sr-sugi/>

企業は「事業承継問題」をどう捉えているのか？

◆日本経済の大きな課題

帝国データバンクでは、「事業承継」に関する企業の見解に関する調査（調査対象：22,750 社、有効回答企業数：10,157 社）を実施し、その結果を発表しました。

「経営者の高齢化」や「後継者難」は深刻な問題であり、事業承継により企業を存続・発展させていくことは今後の日本経済の発展のためにも必要不可欠です。政府の「成長戦略」においても円滑な事業承継について取り組む方針が打ち出されています。

◆多くの企業が事業承継を「経営問題」と認識

まず、「経営を行うなかで事業承継をどのように考えているか」を尋ねたところ、「経営問題のひとつと認識している」と回答した企業は 63.0%でした。

そして、「最優先の経営問題と認識している」企業は 23.3%で、両者を合計すると 86.3%の企業が事業承継を「経営問題」として捉えていることがわかりました。

なお、「経営問題として認識していない」企業は 9.1%でした。

◆3割の企業には事業承継の計画がない

次に、「自社に事業承継を進めるための計画があるかどうか」を尋ねたところ、「計画があり、進めている」と回答した企業が 27.6%、「計画はあるが、まだ進め

ていない」と回答した企業が 32.4%で、「計画はない」と回答した企業は 30.0%でした。

◆事業承継の計画がない理由は？

事業承継について「計画はあるが、まだ進めていない」または「計画はない」と回答した企業の理由（複数回答）の上位 5 つは、次の通りです。

- (1) まだ事業を譲る予定がない (46.8%)
- (2) 事業の将来性に不安がある (28.6%)
- (3) 任せられる人がいない (25.3%)
- (4) 借入に際しての個人保証がある (24.2%)
- (5) 自社株など個人資産の取扱い (17.0%)

アルバイトの非行増加！ 万が一に備えて就業規則をチェック

◆飲食店や小売店で被害が続出

コンビニのアルバイト店員がアイス用の冷凍庫の中に入っているところを写真に撮って SNS に掲載した事件を皮切りに、最近、飲食店や小売店で類似の事件が相次いで起こっています。

中には事件をきっかけに閉店することとなった店舗もあることから、経営者がこの問題を軽く考えてアルバイトに対する教育や労務管理をおざなりにすることは、経営の存続をも危うくする大きなリスクをはらんでいると言うことが

できます。

◆被害を未然に防止するには？

こうした非行を未然に防止するためには、就業時間中は業務に集中することとして携帯電話（スマホ）の操作や SNS 等へのアクセスを禁じたり、休憩時間中や就業時間外であっても勤務先の不利益につながるような行為は厳に慎むべきことを教育したりする必要があります。

さらに、これらのことを職場におけるルールとして徹底するとともに、就業規則や店舗に備付けの業務マニュアル等にも明記しておく必要があるでしょう。

◆万が一に備えて就業規則等を確認

就業規則は、労働基準法により常時 10 人以上の労働者を使用する使用者に作成が義務付けられているものですが、正社員用の就業規則だけでアルバイト用のものは作成されていなかったり、アルバイト用の就業規則はあるが規定内容に不備があったりするケースもあります。

また、使用する労働者数が 10 人未満であることを理由として、そもそも就業規則が作成されていないこともあります。就業規則が作成されていない、または規定内容に不備があるという場合、万が一従業員に非行があってもそれを事由とする懲戒処分に付したり懲戒解雇にしたりすることができなくなるおそれがあります。

こうした問題を抱える会社で



は、自社の就業規則をチェックし、作成の仕方や見直しの可否等について検討してみると良いでしょう。

「健康管理体制」に関する行政の監督指導の強化

◆「過労死等発生事業場」への監督指導結果

東京労働局から、平成 24 年度に実施された、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させ労災申請が行われた事業場に対する監督指導結果の概要が公表されました。

対象となった 93 事業場の業種は、「交通運輸業」が最も多く、次いで「ソフトウェア・情報処理業」、「建設業」、「卸・小売業」の順で多くなっています。

また、企業規模としては、「10～49 人」が最も多く、次いで「100～299 人」、「10 人未満」、「300～999 人」の順となっています。

◆法違反の割合が 90%

今回の結果から、過労死等を発生させた事業場では「労働関係法令違反」の割合が 90%と高く、被災労働者に対する健康管理体制の不備のある事業場も高い割合であることがわかりました。

違反の状況としては、不適切な労働時間管理（労働時間の違反、未払残業など）によるものが多くなっており、特に「三六協定」の取扱いが厳しく監督指導されているようです。

また、違反のあった事業場のうち半数以上で、1カ月の時間外労働が 100 時間を超えるか、2カ月

～6カ月の時間外労働が平均して月 80 時間を超えると認められたとのことです。

◆健康管理体制についての指導を強化

近年では、過重労働による健康障害を防止するためとして、衛生管理体制の不備についても重点的に指導が行われています。

内容は、健康診断の受診、有所見者への対応（医師等からの意見聴取、勤務軽減措置、保健指導）や、時間外・休日労働が多い労働者に対する医師による面接指導です。

これらの中には努力義務のものもありますが、適切に取り組んでいない場合、いざ過労死や精神疾患の発症等が起きた際には、訴訟等において企業は不利な立場に置かれることとなります。

◆「ブラック企業」への取締りも

その他、社員が過重労働により亡くなってしまったり精神疾患等で業務に就けなくなったりすれば、その影響は社員の家族や他の社員に多大な負担を強いることとなります。ひいては企業の社会的評価が低下するなど、経営自体にマイナスとなります。

また、いわゆる「ブラック企業」に対する集中的な指導監督も進められていますので、今後も行政による指導監督は強化されていくことと思われます。この機会に、健康的に働くことができ、会社経営にもプラスとなる労働時間管理について検討してみたいでしょうか。

「音」や「映像」も商標登録が可能に！

◆「新しい商標」が導入される？!

政府は、企業が「CMで流すイメージ音や映像」や「色」などを商標登録できるようにする方針を固めました。

現在の商標法では、「文字」「図形」「記号」や「立体的な形状」など、形が定まったものしか登録ができません。しかし、欧米では商標を広く範囲にわたって認めており、TPP が妥結されれば商標制度を国際基準に合わせるように求められる可能性もあります。

先行して法改正に道筋をつけるため、こうした「新しい商標」について、早ければ今年秋の臨時国会に改正商標法案が提出されることが見込まれます。

◆今後の動きに要注目

こうした新たな商標権のタイプは、言葉の壁を越えて企業ブランドを商品・サービスに盛り込めるほか、コピー商品を排除する抑止力としても有効に機能するものです。大企業だけでなく、中小企業にも商標活用による大きな効果が生じることが想定されますので、今後の動向に注目していきたいものです。

☆☆ お知らせ ☆☆

- ・北海道最低賃金が平成 25 年 10 月 18 日から 734 円になりました。
- ・厚生年金保険料率が平成 25 年 9 月分から変更になりました。
- ・どちらも給与計算の際にはご注意ください。